十二～二十　［略］

二十一　海洋施設から排出される油は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十条に定める排出方法に関する基準（掘削バージにあっては、同令第一条の九第二項に規定する排出基準）に適合していること。ただし、次のいずれかに該当する場合における油の排出については、この限りでない。

イ・ロ　［略］

二十二　［略］

（規制基準等の変更に係る経過措置）

第六条　［略］

2　［略］

3　前条第十一号の規定は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第一条若しくは第四条の二、湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条、湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項の指定湖沼を定める政令、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府、通商産業省令第二号）第一条の四の改正又は湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更により新たに特定坑廃水鉱山等となった鉱山等については、当該鉱山等が特定坑廃水鉱山等となった日から六月間は、適用しない。

4　［略］

（掘削バージ）

第十八条　［略］

2～6　［略］

7　掘削バージが鉱害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

一　［略］

二　掘削バージの防汚方法（被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて掘削バージへの生物の付着を抑制し又は防止する方法をいう。）においては、塗料が十分に乾燥した状態におけるスズの含有率が〇・二五質量百分率を超える有機スズ化合物又はシブトリンを使用していないこと。

三　［略］

四　掘削バージにおいて使用する燃料油は、硫黄の含有率が〇・五質量百分率を超えないものであり、かつ、無機酸を含まないこと。

五　［略］

8　［略］

（坑内における燃料油貯蔵所及び燃料給油所）

第三十五条　［略］

2　燃料油貯蔵所については、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　貯蔵の方法は、次によること。

イ　貯蔵量が二百リットル以下の貯蔵タンクは、日本産業規格Ｚ一六〇一（鋼製タイトヘッドドラム）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有する容器であること。

ロ　［略］

3　［略］

十二～二十　［略］

二十一　海洋施設から排出される油は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十条に定める排出方法に関する基準（掘削バージにあっては、同令第一条の八第二項に規定する排出基準）に適合していること。ただし、次のいずれかに該当する場合における油の排出については、この限りでない。

イ・ロ　［略］

二十二　［略］

（規制基準等の変更に係る経過措置）

第六条　［略］

2　［略］

3　前条第十一号の規定は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第一条若しくは第四条の二、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第二条若しくは第三条、湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条、湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項の指定湖沼を定める政令、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府、通商産業省令第二号）第一条の四の改正又は湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更により新たに特定坑廃水鉱山等となった鉱山等については、当該鉱山等が特定坑廃水鉱山等となった日から六月間は、適用しない。

4　［略］

（掘削バージ）

第十八条　［略］

2～6　［略］

7　掘削バージが鉱害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。

一　［略］

二　掘削バージの防汚方法（被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて掘削バージへの生物の付着を抑制し又は防止する方法をいう。）においては、塗料が十分に乾燥した状態におけるスズの含有率が〇・二五質量百分率を超える有機スズ化合物を使用していないこと。

三　［略］

四　掘削バージにおいて使用する燃料油は、硫黄の含有率が三・五質量百分率を超えないものであり、かつ、無機酸を含まないこと。

五　［略］

8　［略］

（坑内における燃料油貯蔵所及び燃料給油所）

第三十五条　［略］

2　燃料油貯蔵所については、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　貯蔵の方法は、次によること。

イ　貯蔵量が二百リットル以下の貯蔵タンクは、日本産業規格Ｚ一六〇一（液体用鋼製ドラム）に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有する容器であること。

ロ　［略］

3　［略］